

所得控除（平成31年度〔令和元年度〕・令和2年度適用）

種類	要件	控除額
雑損控除	前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合	損失の金額－保険金などで補填される金額＝A 1.Aの金額－（総所得金額等×10パーセント） 2.Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円 上記1と2のいずれか多い金額
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合 （注意）セルフメディケーションとの併用はできません	支払った金額－保険などにより補填される金額－（総所得金額等×5パーセントまたは10万円のいずれか少ない金額） 控除の限度額 200万円
セルフメディケーション	前年中に特定一般用医薬品等購入費を支払った場合	支払った金額－保険などにより補填される金額－12,000円 控除の限度額 88,000円
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険、介護保険、国民年金等）を支払った場合	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合	支払った金額
生命保険料控除	一般の生命保険料 (1)前年中に、平成23年12月	15,000円まで 全額

	31日までに契約締結した一般の生命保険料を支払った場合（旧契約）	15,001円から40,000円まで	支払った保険料×2分の1+7,500円	
		40,001円から70,000円まで	支払った保険料×4分の1+17,500円	
		70,001円から	35,000円（控除の限度額）	
		(2)前年中に、平成24年1月1日以降に契約締結した（更新含む）一般の生命保険料を支払った場合（新契約）	12,000円まで	全額
		12,001円から32,000円まで	支払った保険料×2分の1+6,000円	
		32,001円から56,000円まで	支払った保険料×4分の1+14,000円	
		56,001円から	28,000円（控除の限度額）	
	「（1）で算出された金額」「（1）で算出された控除額+（2）で算出された控除額の合計（限度額28,000円）」のどちらか大きい額を選択。			
	個人年金保険料	(1)前年中に、平成23年12月31日までに契約締結した個人年金保険料を支払った場合（旧契約）	15,000円まで	全額
			15,001円から40,000円まで	支払った保険料×2分の1+7,500円
40,001円から70,000円まで			支払った保険料×4分の1+17,500円	
(2)前年中に、平成24年1月1日以降に契約締結した（更新含む）個人年金保険料を支払った場合（新契約）		70,001円から	35,000円（控除の限度額）	
		12,000円まで	全額	
		12,001円から32,000円まで	支払った保険料×2分の1+6,000円	
	32,001円から56,000円まで	支払った保険料×4分の1+14,000円		
	56,001円から	28,000円（控除の限度額）		
「（1）で算出された金額」「（1）で算出された控除額+（2）で算出された控除額の合計（限度額28,000円）」のどちらか大きい額を選択。				
介護医療保険料	介護医療保険料を支払った場合	12,000円まで	全額	
		12,001円から32,000円まで	支払った保険料×2分の1+6,000円	
		32,001円から56,000円まで	支払った保険料×4分の1+14,000円	
		56,001円から	28,000円（控除の限度額）	
「一般の生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」のそれぞれで算出した控除額の合計が生命保険料控除額となる（控除の限度額70,000円）				
地震保険料控除	(1)前年中に地震保険料だけを支払った場合	50,000円まで	支払った保険料×2分の1	
		50,001円から	25,000円（限度額）	

	(2)前年中に旧長期損害契約等の保険料だけ支払った場合	5,000円まで	全額	
		5,001円から15,000円まで	支払った保険料×2分の1+2,500円	
		15,001円から	10,000円（控除の限度額）	
	(3)前年中に地震保険料と旧長期損害保険契約等の保険料の両方を支払った場合	(1)及び(2)により計算した金額の合計額 (ただし、25,000円を超えた場合は25,000円)		
障害者控除	本人又はその控除対象配偶者及び扶養親族が障害者の場合	1人につき26万円 (特別障害者の場合1人につき30万円) (同居特別障害者の場合1人につき53万円)		
寡婦控除	夫と死別、離婚又は夫の生死が不明な人で、扶養親族又は総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有する人（死別、生死が不明の人は、扶養親族を有しない場合でも、本人の合計所得金額が500万円以下であれば該当します。）	一般の場合 26万円 特別の場合（合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する場合） 30万円		
寡夫控除	妻と死別、離婚又は妻の生死が不明な人で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ本人の合計所得金額が500万円以下の人	26万円		
勤労学生控除	前年の合計所得金額が65万円以下で給与所得以外の所得金額が10万円以下の勤労学生	26万円		
配偶者控除	前年の合計所得金額が38万円以下の人 (注意) 納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は同一生計配偶者となります。	納税義務者の合計所得金額	配偶者	
			一般	70歳以上
		9,000,000円まで	33万円	38万円
		9,000,001円から9,500,000円まで	22万円	26万円

		9,500,001円から10,000,000円まで	11万円	13万円		
		10,000,001円から	0円			
扶養控除	前年の合計所得金額が38万円以下の人を扶養している人 (年齢は前年の12月31日時点のものです)	(1) 16歳未満の扶養親族 0円				
		(2) 一般(16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)の扶養親族 33万円				
		(3) 19歳以上23歳未満の扶養親族 45万円				
		(4) 70歳以上の扶養親族 38万円				
		(5) 70歳以上の同居の父母等 45万円				
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く)を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の人	配偶者の合計所得金額	控除額1	控除額2	控除額3	
		380,001円から900,000円まで	33万円	22万円	11万円	
		900,001円から950,000円まで	31万円	21万円	11万円	
		950,001円から1,000,000円まで	26万円	18万円	9万円	
		控除額1 納税義務者の合計所得が900万円以下	1,000,001円から1,050,000円まで	21万円	14万円	7万円
			1,050,001円から1,100,000円まで	16万円	11万円	6万円
		控除額2 納税義務者の合計所得が900万円超950万円以下	1,100,001円から1,150,000円まで	11万円	8万円	4万円
			1,150,001円から1,200,000円まで	6万円	4万円	2万円
		控除額3 納税義務者の合計所得が950万円超1,000万円以下	1,200,001円から1,230,000円まで	3万円	2万円	1万円
			1,230,001円から	0円	0円	0円
基礎控除	すべての納税義務者	33万円				